



4回目接種対象者の拡大について

新型コロナワクチンの4回目接種について、新たに18歳以上60歳未満の医療従事者等及び高齢者施設等（※）の従事者の方を対象とすることが示され、呉市においても接種を開始しました。

4回目接種対象者について

7月22日の厚生労働大臣通知により、18歳以上60歳未満の医療従事者等及び高齢者施設等の従事者の方に対する4回目接種が可能となりました。接種対象者は次のとおりです。

接種対象者	60歳以上の方
	18歳以上60歳未満の ・基礎疾患を有する方その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める方（以下「基礎疾患がある方等」という。） ・ 医療従事者等及び高齢者施設等の従事者の方 （以下「医療従事者等」という。）

医療従事者等の接種券の発行については、基礎疾患がある方等と同様に申請が必要です。

※参考

医療従事者等の範囲

- 1 病院、診療所において、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む。以下同じ。）に頻繁に接する機会のある医師その他の職員
- 2 薬局において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する機会のある薬剤師その他の職員（登録販売者を含む。）
- 3 新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等、海上保安庁職員、自衛隊職員
- 4 自治体等の新型コロナウイルス感染症対策業務において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する業務を行う者

高齢者施設等の範囲

高齢者施設等とは、例えば次に示す「高齢者等が入所・居住する施設」、「居宅サービス事業所等」及び「訪問系サービス事業所等」が対象に含まれる。

介護保険施設、居住系介護サービス、老人福祉法による施設、生活保護法による保護施設、障害者総合支援法による障害者支援施設等、高齢者住まい法による住宅、その他の社会福祉法等による施設

（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き8.2版から抜粋）